

請求書における使用印の取り扱いについて

市役所改革のための業務改善等の観点から、債権者からの請求書の印影について、次のとおり取り扱いを一部変更します。

1. 趣旨

請求書における請求印は、正当債権者の意思を確認するものとして、代表者印の朱肉押印によることを原則としています。(別紙【A】)

しかし、昨今の印刷技術の向上や一般の商習慣を考慮し、以下のとおり取り扱いを一部変更します。

2. 変更の内容

(1) 債権者登録がされている債権者については、代表者印の印影印刷を可能とします。(別紙【B】)

(2) 債権者登録がされている債権者で、①請求金額が30万円以下であり、かつ②契約書等(市と債権者双方が記名、押印している書面をいう。)に基づいて請求されている債権でない場合は、会社印のみの使用を可能とします。(別紙【C】【D】)

※印影印刷や会社印の使用について、債権者から事前の申請や承認は必要ありません。

※正当な債権者であることに疑義がある場合は、使用を認めることができません。

※会計管理者が、実務上支障がないとして特に認める場合は、別段の取り扱いをすることができます。

3. 実施日

平成28年4月1日

※請求日が平成28年4月1日以降の請求書により作成された支出命令書が対象となります。

(別紙)

請求書における使用印の取り扱い

	代表者印	会社印
朱肉による押印	【A】 代表者印の朱肉押印について ・すべて可。 ・代表者印の朱肉押印が原則です。	【C】 会社印の朱肉押印について ・下記要件をすべて満たす場合は可。 (1) 債権者登録がされている債権者であること。 (2) 請求金額が30万円以下であること。 (3) 契約書等（市と債権者双方が記名・押印している書面をいう。）に基づいて請求されている債権ではないこと。
印影印刷	【B】 代表者印の印影印刷について ・下記要件を満たす場合は可。 (1) 債権者登録がされている債権者であること。	【D】 会社印の印影印刷について ・上記【C】と同じです。

※正当な債権者であることに疑義がある場合は、使用を認めることができません。

※会計管理者が、実務上支障がないとして特に認める場合は、別段の取り扱いをすることができます。